[illegible]

財團法人 協調會福岡出張所



ある。地主が返還訴訟を起して判決のある迄は耕作する權利がある若し鬪爭地に判決のある前地主が立入り植付け等を爲した時は其れを引拔き小作人が植換へて差支ない其の田地は判決ある迄は小作人に占有權があるから地主と言つても棄りに立入る事は出來ない土地返還訴訟は判決ある迄相當日數を要するから其の間に小作人は團結もの力に依り地主を鬪ます手段に出なければならぬ。土地返還は小作人が結束して居れば少しも恐れるゝ必要はない此の團結をすると言ふ事に對しては怎ふしても小作人を統制すべき必要であります。

終りに小作調停に就て一言述べて見ます。小作料の減損は其の年其の年に依つて定める事が必要である良く小作調停等に掛けることがあるが小作調停は小作人に取つては甚だ不利なものである。小作調停は大審院の判決と今し効力を持つて居るから若し小作人が調停條項に反した場合は直ちに執行せらるゝのである。